

告 示

埼玉県告示第二百九十五号

埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）別表都市整備部の項第百十三号金額の欄イの知事が別に定める建築物及び同欄ロの知事が別に定めるものを次のように定め、令和二年四月一日から施行する。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大 野 元 裕

埼玉県手数料条例別表都市整備部の項第百十三号金額の欄イの知事が別に定める建築物及び同欄ロの知事が別に定めるものは、建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成二十四年経済産業省・国土交通省・環境省告示第百十九号）Ⅰの第2の2―3(2)ロの算定方法により設計一次エネルギー消費量を算出した建築物とする。